

丹波市ふるさと就職奨励金制度

制度の概要

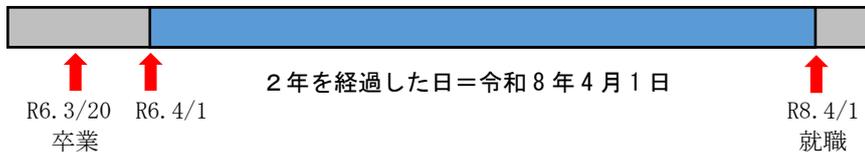
丹波市内の事業所に就職した新規学卒者の個人に対し、丹波市からふるさと就職奨励金を支給します。

- 就職したとき 5万円
- 就職から1年経過後 5万円 計10万円

※ 新規学卒者

学校教育法に定める学校（中学校、高等学校、特別支援学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校、専修学校など）を卒業した日以後の最初の4月1日または中退した日から2年を経過した日までにある30歳未満の方

【令和6年3月20日卒業者の場合】



支給対象者

【共通要件】

1. 令和4年4月1日から令和10年3月31日までに就職した新規学卒者
2. 奨励金の交付申請時に、30歳未満の方
3. 奨励金の交付申請時に、丹波市内に居住する方

【個別要件】 次のどちらかに該当する新規学卒者

1. 事業所に正規雇用された方
2. 雇用形態に関わらず事業所に直接雇用された障がい者手帳を所持する方

※ 正規雇用 次の雇用形態にすべて該当するもの。

- ① 労働契約に期間の定めがないこと。
- ② 就業規則に定める所定労働時間をフルタイムで働くこと。
- ③ 事業所に直接雇用（派遣ではない）されていること。

交付対象者とならない方（次のいずれかに該当する方）

- ① 暴力団員
- ② 風営法（料理店を除く。）を営む事業所に正規雇用又は直接雇用された方
- ③ 官公署、政治団体、宗教団体の職員である方
- ④ 第2親等（父母、祖父母、配偶者、兄弟姉妹など）以内の親族関係者が代表者である事業所に正規雇用又は直接雇用された方
- ⑤ 本市の市税（国民健康保険税を含む）に滞納がある方

奨励金の交付要件、申請期限、交付回数

種 類	交付要件	交付申請期限	交付回数
就職奨励金	事業所に就職したとき	就職したときから原則6か月以内	1回限り
継続奨励金	事業所に就職してから、1年間継続して勤務したとき	交付要件を満たすこととなった日(1年を経過した日)から原則6か月以内	1回限り

奨励金の交付申請及び交付

次の書類を添えて申請してください。

- ① 丹波市ふるさと就職奨励金交付申請書兼請求書
- ② 就労証明書（事業所が証明するものに限る。）
- ③ 卒業証明書、退学証明書、卒業証書の写しのほか卒業又は中退したことがわかる書類

※卒業又は中退から2年以内であることを確認するもの。

※継続奨励金の申請時には添付不要。

奨励金の申請手続きの流れ

